

審 議 結 果 速 報

(令和3年12月21日)

陳情3年子育て・人財第29号

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
3年－29 (R3.11.29)	子育て・人財	保育所等の最低基準と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出について	不 採 択 (R3.12.21)
▶陳情事項 鳥取県議会から国に対し、保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書を提出すること。			

▶陳情理由

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われている。しかし、感染対策を徹底することで日常の業務量が増え、また、保育の営みにおいては「密」を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、保育士不足に拍車をかけている。

岸田政権が分配戦略の柱に掲げる保育士などに、来年2月から3％程度(9,000円)の賃上げを決定した。保育士の全国平均の月額給与は244,500円（令和元年賃金構造基本統計調査）であるが、県内保育士給与はさらに5～6万円低いのが実態である。さらに、保育士全員に9,000円が支給されるわけではなく、職員配置基準に基づいて支給されるため、実際にそれ以上の保育士配置をしていることから、1人の保育士支給額はさらに低い金額となる。賃上げ施策には賛同するものであるが、貧しい保育士配置のなかでは、わずかな賃上げで保育士不足解消には程遠いと言わざるを得ない。

保育所等における「密」な環境を是正し、感染対策を徹底し、手厚い保育を行うためにも、保育所の施設・職員配置基準の改善が急務である。小学校では、コロナ禍を受けて少人数学級化の全学年での実施が決まり、順次実施されている。2021年度「学校基本調査」によると、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに22.7人になっており、今後20人前後の学級が増えることになるが、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）が70年以上も放置されているのは、由々しき事態と言わざるを得ない。

コロナ禍のなかで、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、いまこそ国が責任をもって改善をすすめることが求められている。

▶提 出 者

鳥取の保育を考える会

▶所管委員長報告（R3. 12. 21本会議）会議録暫定版

本県では、市町村と協力して低年齢児加配等の県単独補助事業を従来から実施し、定期的に単価引き上げを行い、加配保育士も含めて、各園が処遇改善を実施できるよう予算を措置しています。また、この低年齢児加配補助事業においては、補助要件を設定して、配置職員の正規職員化も促しています。

さらに、本県では、４・５歳児の保育士配置基準改善及び保育士の処遇改善について、今年７月に国に要望しており、現時点で県議会から国に対し、重ねて意見書を提出するに及ばないと考えられることから、不採択と決定いたしました。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

子育て・人財局（子育て王国課）

【現 状】

- 1 保育の質の向上に資する保育士の配置基準の改善については、国の子ども・子育て支援新制度における「質の向上」の中に、3歳児、1歳児及び4・5歳児の改善が盛り込まれているが、現在、3歳児のみが改善（※）されており、1歳児及び4・5歳児については、国による配置基準の改善には至っていない。

（※）3歳児に係る改善

平成27年度から公定価格において、3歳児配置改善加算が設けられ、20：1の配置基準を上回る15：1で保育士を配置した際に、その保育士に係る人件費も措置されることとなり、実質、見直しが行われている。

【保育所等における保育士配置基準・保育室等面積基準】

保育所・認定こども園	保育士配置基準		保育室等面積基準	
	満1歳未満	3:1	満2歳未満（乳児室）	1.65㎡/人
	満1歳以上満3歳未満	6:1	満2歳未満（ほふく室）	3.3㎡/人
	満3歳以上満4歳未満	20:1	満2歳以上（保育室）	1.98㎡/人
	満4歳以上	30:1		

- 2 保育士の処遇改善については、子ども・子育て支援新制度開始前である平成26年度に比べ、国において保育士（民間）全職員については、約6%の処遇改善が行われたほか、技能・経験に応じて最大4万円の処遇改善が行われている。

また、令和3年度国一次補正予算において、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線にて働く保育士等の収入の引上げを行うため、令和4年2月から収入の3%程度（月額9千円）措置される見込である。

【保育士の処遇の状況】

	令和元年		平成26年	
	年齢（勤続年数）	月額給与額	年齢（勤続年数）	月額給与額
鳥取県	34.9歳（9.7年）	239.2千円	33.6歳（7.4年）	200.3千円
全国	36.7歳（7.8年）	244.5千円	34.8歳（7.6年）	216.1千円
差 引	△1.8歳（1.9年）	△5.3千円	△1.2歳（△0.2年）	△15.8千円

※出典：賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

【県の取組状況】

- 1 保育士の配置基準のうち4・5歳児の配置基準改善については、保育関係団体からも継続して要望をいただいているところであるが、保育の実施主体は市町村であり、現時点では市町村の理解が得られていない。なお、国制度において4・5歳児の保育士配置基準改善を実行するよう、令和3年7月に国に要望を行った。

2 保育士・保育教諭の処遇改善については、県では従来から、市町村と協力して低年齢児（１歳児）加配（６：１→４．５：１）や障がい児加配等の県単独加配の補助事業を実施しているが、定期的に単価引き上げを行い、各園で加配保育士も含めて処遇改善が実施できるよう予算措置をしている。また、低年齢児加配補助事業においては、施設全体での配置基準上必要な保育士数以上の正規職員を配置することを補助要件としており、配置職員の正規職員化への誘導を促している。

なお、保育士の処遇について更なる改善を実施するよう、保育士配置基準改善と同様に令和３年７月に国に要望を行った。